令和 5 年 9 月 5 日 開会 令和 5 年 9 月 1 5 日 閉会

## 令和5年第3回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

## 目 次

9月5日(火)	
議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	Ę
会議録署名者決定	5
会期決定	5
議第51号について(提案説明・採決)	4
議第52号について(提案説明・質疑・委員会付託)	6
議第53号について(提案説明・質疑・委員会付託)	7
議第54号について(提案説明・質疑・委員会付託)	8
議第55号について(提案説明・質疑・委員会付託)	Ç
議第56号及び議第57号について(提案説明・質疑・委員会付託)	1 6
議第58号について(提案説明・質疑・採決)	1 9
認定第1号から認定第6号までについて(提案説明・質疑・委員会付託)…	2 (
散会	3 4
会議録署名議員	3 5
9月15日(金)	
議事日程	3 7
議長及び出席議員	3 7
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	3 8
職務のために出席した者	3 8
開議	3 9
会議録署名者決定	3 9
一般質問	3 9

8番 岩田讓治議員	3 9
4番 坂 悟議員	4 2
2番 渡邊裕光議員	4 4
1番 石原英一議員	4 6
3番 傍嶋邦博議員	4 9
特別委員会報告	5 5
議会改革特別委員会	5 5
常任委員会報告	5 5
民生文教常任委員会	5 6
総務産建常任委員会	5 6
議第52号について (討論・採決)	5 7
議第53号について (討論・採決)	5 8
議第54号について (討論・採決)	5 8
議第55号について (討論・採決)	5 8
議第56号について (討論・採決)	5 8
議第57号について (討論・採決)	5 9
認定第1号について(討論・採決)	5 9
認定第2号について(討論・採決)	5 9
認定第3号について(討論・採決)	6 0
認定第4号について(討論・採決)	6 0
認定第5号について(討論・採決)	6 0
認定第6号について(討論・採決)	6 1
閉会	6 1
会議録署名議員	6 2

令和5年9月5日(第1日)

## 議 事 日 程 (令和5年9月5日第1日)

日程第1 会議録署名者決定

日程第2 会期決定

日程第3 議第51号 教育委員の任命につき同意を求める件

日程第4 議第52号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

日程第5 議第53号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 議第54号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第7 議第55号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)

日程第8 議第56号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

日程第9 議第57号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)

日程第10 議第58号 財産の取得について

日程第11 認定第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について

日程第13 認定第3号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について

日程第14 認定第4号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

日程第15 認定第5号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について

日程第16 認定第6号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一 2番 渡 邊 裕 光 3番 傍 嶋 邦 博 4番 坂 悟 5番 大 平 文 雄 6番 西 松 巖 7番 碓 井 昭 夫 8番 岩 田 讓 治 9番 山 中 美惠子 10番 渡 邊 明 博

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 出 田 <u>\f\</u> 副 町 長 出 田 武 史 教 育 長 青 Щ 桂 子 調 整 監 水 谷 秀 平 会計管理者 吉 村 等 総務課長 Щ 田 靖 企画調整課長兼 産業振興課長 大 平 共 福祉課長 美 坂 和 由 学校教育課長兼 生涯学習課長 小 林 税務課長 洋 臣 堀 康 信 住民環境課長 梅村 明 広 建設課長補佐 馬 渕 佑 司

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる

書 記 土 岐 寿 徳

(開会時間 午前10時00分)

議長おはようございます。

今日は久しぶりに雨というか、盆過ぎも35度を超えるような日が大変続きました。雨が少ないところでは、新潟のほうでは非常にダムの水ももう枯渇しておるというのか、非常に水不足で作物もうまく育っていないというような報道もあり、かと思えば、毎日毎日が35度を超えるような真夏日というようなことで、非常に暑さに参ったような日々でございましたが、9月に入ってようやく5日となったところで、雨も降って、多少これからは通常の秋が取り戻せるのかなあというふうにも思っております。

今までは、熱中症とか何かで非常に報道でも注意喚起をされておりました。 この夏も、もうだんだん終わろうとして、秋に入ってくるとまた収穫時期に 入ります。大変忙しい日々が続きますが、体には御自愛していただいて頑張 っていただきたいというふうに思います。

それでは、令和5年第3回安八町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回安八町議会定例会を開会いたします。

\_\_\_\_\_\_

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、3番 傍嶋邦博君、4番 坂悟君に指名をいたします。

\_\_\_\_\_

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間にしたいと思いますが、 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの11日間 とすることに決定いたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。 町長 岡田立君。

町 長 改めまして、おはようございます。

本日は、令和5年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御参集賜り、誠にありがとうございます。

暦の上では立秋を過ぎましたが、議長のほうから御発言もありましたけれ ども、まだしばらく猛暑日も予測されているところでございます。マスコミ 等からは、日常生活を脅かすような事態も起きているという報道もされてお りますので、議員におかれましても、引き続き健康への御配慮をお願いした いと思っております。

9月1日でございますが、防災の日ということで、当町におきましても職員の非常招集訓練及び避難訓練を行いました。

我が町では、昭和51年の9・12豪雨災害にて、長良川右岸堤が破堤しまして、壊滅的な被害を被ってから47年が過ぎようとしておりますが、それ以降、大きな被害というものは発生しておりません。

経年とともに被災された方が減っていく中、この惨事を風化させることなく伝承し、近年の異常気象による想定外の事態に対し、常日頃から心構えと 準備をするということが大変重要かと考えております。

町といたしましても、さらなる防災・減災体制の確立に向けまして、しっかりと取り組んでいくとともに、住民の生命・財産を守るという使命を職員一同、しっかりと胸に刻み、日々の業務に当たっていきたいと思っております。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案は、教育委員の任命同意、条例改正のほか、令和5年度一般会計・特別会計補正予算、令和4年度決算認定などの14議案でございます。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、十分 御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に 当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上 げます。

議 長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方にお願いを申 し上げます。説明は、簡潔明瞭にお願いをいたします。

議 長 日程第3、議第51号 教育委員の任命につき同意を求める件を議題といた

します。

提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町 長 それでは、提案説明をさせていただきます。

議第51号 教育委員の任命につき同意を求める件。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、同意をいただきたい方の住所といたしまして、安八郡安八町氷取252番地の48。氏名、大橋香代子。生年月日、昭和47年12月27日生まれ。

今回、提案させていただきます教育委員の関係でございますが、現在お世話になっている4名の委員さんのうち、臼井智美委員が今月末で任期満了を迎えられます。

臼井委員におかれましては、令和元年10月から教育委員としてお世話になってまいりましたが、一身上の都合により、今期限りで辞任したいという申出がございました。

そこで、本定例会に新しい方を提案させていただくものでございます。

今回、提案させていただきました大橋香代子さんは、氷取在住の方で、安 八町まちづくり町民会議の委員や高等学校のPTA関連の役員も務められた 経験をお持ちの方でございます。その経験を生かし、町の教育行政にも力を 発揮していただきたいと考え、今回上程させていただきました。

どうぞ御理解賜り、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議 ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認め、議第51号について採決を行います。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は原案のとおり同意すること

\_\_\_\_\_

議 長 日程第4、議第52号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 それでは、議第52号につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

議第52号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。 令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、移動端末設備により印鑑登録証明書の交付申請 が可能となることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例。

安八町印鑑条例(昭和53年安八町条例第1号)の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます ので、議案資料の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

安八町印鑑条例新旧対照表でございます。

左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

第10条の2は、多機能端末機での印鑑登録証明の交付申請に関する条文でございますが、令和5年5月11日に移動端末設備、こちらはスマートフォンのことでございますが、移動端末設備用の電子証明用搭載サービスが開始され、そのスマートフォンを使用して、役場東玄関入り口や各コンビニエンスストア等に設置されております多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請をすることが可能となりましたので、関係規定の追加をするものでございます。

議案書の5ページに戻っていただきまして、末尾の附則のほうを御覧ください。

この条例は、安八町規則の定める日から施行するものでございます。 以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第52号は、会期内の民生文教常任委員会 に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は会期内の民生文教常任委員 会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第5、議第53号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定

提案説明を求めます。

についてを議題といたします。

企画調整課長兼産業振興課長 大平共美君。

企画調整課長兼産業振興課長 議第53号につきまして、御説明をさせていただきます。

本文7ページをお願いいたします。

安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について。

安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、物流関連産業を補助金の対象に加えることを内容といたします岐阜県企業立地促進事業補助金の交付要綱の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例。

以下、本文でございます。

安八町企業立地促進条例(平成16年安八町条例第12号)の一部を次のよう

に改正する条例につきまして、御説明させていただきます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明いたしますので、議案資料の3ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

右側が改正後、左側が改正前でございます。

第2条第2号ア中、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)を統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に改め、同号中、エをオとし、ウをエとし、イをウ、アの次に加えるものがイ、「日本標準産業分類に掲げる中分類44の道路貨物運送業、中分類47の倉庫業、小分類482の貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)または大分類Iの卸売業もしくは小売業を営む者が商品の集荷、仕分、発送等を複合的に行うための物流拠点または流通過程における加工場」でございます。

附則といたしまして、議案書9ページをお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

議長質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第53号は、会期内の総務産建常任委員会 に付託の上、審査をしていただくことで、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は会期内の総務産建常任委員 会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第6、議第54号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題 といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第54号につきまして御説明申し上げます。

議第54号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

安八町は、今回5月21日に発生しました町道での損傷事故に関しまして、 相手方との和解及び損害賠償の額を定めるものであります。

記といたしまして、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりであります。

- 2. 事故の概要につきましては、令和5年5月21日午前6時50分頃、安八町南條1235番地1地先で、町道の側溝蓋の破損により、相手方の乗用車のタイヤ及びホイールが損傷したものであります。
- 3. 和解の概要につきましては、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として6万6,759円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

[「質疑なし」の声あり]

議長質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第54号は、会期内の総務産建常任委員 会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は会期内の総務産建常任委員 会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長日程第7、議第55号令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6

号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第55号につきまして御説明申し上げます。

議第55号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1億9,665万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億1,399万 6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。 令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円であります。

15ページ、16ページが歳入、17ページは歳出であります。いずれも補正前の額68億1,733万8,000円から1億9,665万8,000円を増額し、70億1,399万6,000円とするものであります。

1枚はねていただきまして、18ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円であります。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

まず、下段の補正後の1段目、臨時財政対策債の限度額を1,200万円減額 し、3,650万円とします。これは、令和5年度普通交付税の算定に基づく発 行可能限度額内での減額をするものであります。

次に、2段目の緊急防災・減災事業債の限度額を1,500万円増額し、4億1,500万円とします。これは、現在進めております庁舎耐震補強改修工事の追加・変更工事等による事業費増のため、起債を発行するものであります。

次に、3段目ですが、一般単独事業債を新たに470万円追加いたします。

これは、県単並びに町単土地改良事業に係りますかんがい排水工事を町内3地区において施工することになったため、起債を発行するものであります。

次に、4段目ですが、地方道路等整備事業債を新たに720万円追加いたします。これは、町単土地改良事業に係る農道整備工事を町内1地区において施行することになったため、起債を発行するものであります。

最後に、5段目ですが、学校教育施設等整備事業債を新たに6,780万円追加いたします。今回、小・中学校の蛍光灯をLED化するため、国庫補助金であります学校施設環境改善交付金の補助対策を受けましたので、事業費との差額について起債を発行するものであります。

今回の地方債の補正により、地方債合計を7億4,660万円とするものであります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入であります。単位は1,000円であります。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

19ページの最上段、款項目とも地方特例交付金、補正額、増額の18万円につきましては、令和5年度分の額の確定に伴い、増額補正をお願いするものであります。

次に2段目、款項目とも地方交付税、補正額、増額の3,287万1,000円につきましては、令和5年度分の普通交付税の額の確定によるものであります。

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

20ページの3段目をお願いいたします。

款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額199万円につきましては、去る6月議会定例会におきまして、安八町中地内の町道路線の廃止や認定に伴い、町有地3つ分の土地を工場敷地として一体利用する予定の民間会社への払下げによります土地売払収入を補正するものであります。

次に、20ページの最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額1,333万2,000円につきましては、今回の補正に伴います財源調整のため、基金から繰入れを行うものであります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

21ページの最上段、款項目とも繰越金、補正額、増額の27万1,000円につ

きましては、令和4年度からの繰越金であります。

1枚はねていただきまして、22ページをお願いいたします。

3の歳出であります。単位は1,000円であります。

最初に御説明させていただきます。

歳出のうち、22ページ以降、30ページまでの節区分2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費、いわゆる人件費関係につきましては、令和5年7月に行われました人事異動に伴います科目間の予算の組替えが主な補正内容で、補正額の増減はございません。

したがいまして、科目間での御説明はこれ以降、省略させていただきます。 それでは、22ページをお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の788万2,000円であります。財源内訳といたしまして、特定財源でその他の諸収入6万7,000円は、今回安八町が道路管理の瑕疵による損傷事故で相手方に支払う予定の損害賠償金の財源として、総合賠償補償保険からの保険金であります。

節区分、委託料の業務委託231万5,000円につきましては、2つの事業があります。

1つ目は、弁護士報酬等で182万円を支払うものであります。これは2つの事件、1つ目は消防団活動に伴います費用弁償金請求事件の終結並びに安八町が申し立てた情報公開請求、行政不服審査請求及び住民監査請求に関する損害賠償の請求等調停申立て事件の調停成立に係る調停代理人に対してそれぞれ委託契約書に基づく弁護士報酬等を支払うものであります。

2つ目は、今回の地方自治法の一部改正によりまして、会計年度任用職員 に対する勤勉手当の支給に関する規定が新たに追加されました。そこで、会 計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するためには、支給対象者、支給額、 支給方法等について、今後支給するか否かを含め、令和6年度までに勤勉手 当の支給に係る条例の整備を行う必要があります。

よって、その例規整備に係ります条例の例規整備の新業務の経費といたしまして、49万5,000円を計上するものであります。

次に、公有財産購入費800万円は、長良川河川敷ゴルフ場の円滑な事業運営を図るため、前事業者よりゴルフ場の敷地、土地を購入するものでありま

す。

次に、補償、補填及び賠償金6万7,000円は、5月21日に発生しました損傷事故によります損害賠償金を計上するものであります。

次に、目、財産管理費、補正額、増額の1,500万円であります。財源内訳 といたしましては、特定財源で地方債1,500万円は、緊急防災・減災事業債 であります。

節区分、工事請負費1,500万円は本庁舎管理経費で、現在進めております 庁舎耐震補強改修工事の追加・変更工事等による事業費増のため、増額補正 をお願いするものであります。

次に、目、情報管理費、補正額、増額の147万6,000円になります。財源内 訳といたしまして、特定財源で国県支出金の県支出金、増額の113万3,000円 は、岐阜地域DX推進事業費補助金であります。

節区分、委託料の業務委託52万3,000円は、行政事務における業務の効率化を図るため、AI-OCRやRPAというシステムを導入する経費であります。

次に、使用料及び賃借料40万3,000円は、AI-OCRシステム利用料であります。

次に、備品購入費55万円は、システム管理端末を購入する経費であります。 議長続きまして、税務課長堀康信君。

税務課長 続きまして、税務課分でございます。

次ページ、23ページ上段をお願いいたします。

款、総務費、項、徴税費、目、賦課徴収費、補正額、増額の800万円でご ざいます。

補正額の財源内訳で、特定財源はございません。

節区分、償還金、利子及び割引料で、増額分、全額の800万円でございます。

増額の理由といたしまして、ある一法人が今年度申告確定した法人町民税の法人割の額が昨年度中間納付した法人税割の額より大幅に下がり、多額の還付金が生じたことにより、還付することとなりました。それに伴いまして、増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議 長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長福祉課分を御説明申し上げます。

議案書は1枚戻っていただきまして、21ページの中段をお願いいたします。 歳入の款、諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の710万3,000円。このう ち、安八郡広域連合より過年度精算金として381万1,000円を受け入れるもの でございます。また、岐阜県の後期高齢者医療広域連合より過年度精算金と して320万7,000円を受け入れるものでございます。

続きまして、議案書の資料は2枚はねていただきまして、24ページをお願いいたします。

歳出の款、民生費、項、社会福祉費、目、介護保険費、補正額、増額の18 万2,000円。介護保険の運営に係る負担経費で、節区分の負担金、補助及び 交付金の負担金は、令和4年度の精算確定による不足分を安八郡広域連合へ 追加負担するものでございます。

続きまして、25ページの上段をお願いします。

項、児童福祉費、目、保育所費、補正額、増額の794万8,000円。財源内訳の特定財源、その他の繰入金794万8,000円は、ふるさと基金でございます。 こども園の施設に関する管理経費で、節区分の工事請負費は、中央こども園の遊具の更新に係る経費をお願いするものでございます。

議長の企画調整課長兼産業振興課長の大平共美君。

企画調整課長兼産業振興課長 25ページ下段をお願いします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額20万5,000円。 財源内訳といたしまして、特定財源、県支出金13万9,000円は学校給食地産 地消推進事業費補助金4万7,000円と、みどりの食料システム戦略推進交付 金9万2,000円でございます。その他の諸収入1万8,000円は、機構集積協力 金の返還金でございます。

事業名、農業振興推進対策事業、節区分、負担金、補助及び交付金の負担金9万5,000円は、学校給食地産地消推進事業としまして、県内産農産物の年間使用量の増加に伴い、補正をお願いするものでございます。

続きまして、補助金9万2,000円は、みどりの食料システム戦略推進交付金事業といたしまして、有機農業に取り組む農業者に対し、必要な経費を支援するものでございます。

最後に、節区分、償還金、利子及び割引料1万8,000円は、町民の方が中

間管理機構へ預けていた土地を解約したため、既に個人へ交付されていた機 構集積協力金を返還するものでございます。

議長建設課長補佐馬渕佑司君。

建設課長補佐引き続き、建設課分でございます。

議案書25ページ、最下段をお願いいたします。

目、農地費、補正額、増額の1,150万円。財源内訳、特定財源、国県支出金のうち、県支出金360万円は、県単かんがい排水事業補助金、地方債1,190万円は、一般単独事業債470万円と地方道路等整備事業債720万円でございます。

節区分、工事請負費1,150万円、裏面の26ページに移りまして、県単土地改良事業として、津村方地内の水路改良及び南今ヶ渕地内における樋門新設工事について補助事業の採択を受けましたので、補正をお願いするものでございます。また、町単土地改良事業として、中組地内の農道改良及び町屋における樋門新設工事について補正をお願いするものでございます。

続きまして、27ページの中段をお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、地域づくり費、補正額、増額の25万 1,000円。節区分、負担金、補助及び交付金は、公共施設等管理経費として、 西蚊塚地区児童公園において、遊具の老朽化における修繕が必要となったた め、地区への補助金の補正をお願いするものでございます。

議 長 学校教育課長兼生涯学習課長 小林洋臣君。

学校教育課長兼生涯学習課長 続きまして、教育課分について御説明いたします。 28ページ、中段をお願いします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の9,794万6,000円。財源内訳として、特定財源、国庫支出金3,443万6,000円は、学校施設環境改善交付金でございます。県支出金11万円は、ふるさと魅力体験事業委託金でございます。地方債4,880万円は、学校教育施設等整備事業債でございます。繰入金、減額182万3,000円は、国庫補助事業への採択により、財源の組替えを行うものでございます。

小学校施設管理経費9,783万4,000円につきましては、節区分、委託料の216万9,000円は小学校LED化事業管理業務でございます。

工事請負費9,566万5,000円は、小学校LED化工事に係る経費でございま

す。

ふるさと魅力体験事業11万2,000円につきましては、節区分、報償費5,000 円は講師謝礼、需用費、消耗品費3万5,000円は消耗品購入に係る経費、損 害保険料7,000円は研修保険料、使用料及び賃借料6万5,000円はバス賃借料 でございます。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の3,800万4,000円。財源内 訳として、特定財源、国庫支出金1,347万8,000円は、学校施設環境改善交付 金でございます。地方債1,900万円は、学校教育施設等整備事業債でござい ます。繰入金81万円は、国庫補助事業への採択により、財源の組替えを行う ものでございます。

中学校施設管理経費3,800万4,000円につきましては、節区分、委託料90万2,000円は中学校LED化事業管理業務でございます。

工事請負費3,710万2,000円は、中学校LED化工事に係る経費でございます。

項、社会教育費、目、公民館費、補正額、増額の500万4,000円。

公民館管理経費500万4,000円につきましては、節区分、工事請負費576万4,000円は、中央公民館講堂の雨漏りによる補修工事に係る経費でございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長にだいまより総括質疑を行います。

[「質疑なし」の声あり]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第55号は、会期内の各常任委員会に付 託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は会期内の各常任委員会に付 託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第8、議第56号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)、日程第9、議第57号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者 医療特別会計補正予算(第1号)の2議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議第56号と日程第9、議第 57号を一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 梅村明広君。

住民環境課長 それでは、議第56号につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページをお願いいたします。

議第56号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 664万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,864万2,000円 とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、33ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出でございます。

歳入歳出の合計として、補正前の額14億9,200万円、補正額、増額の664万2,000円、合計14億9,864万2,000円でございます。

1枚はねていただきまして、34ページをお願いいたします。

歳入歳出の内訳でございます。

歳入内訳の上段の表からお願いいたします。

款の繰入金、項の基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の523 万1,000円。節区分、国保基金繰入金、補正額、減額の523万1,000円。

続きまして、中段の表でございます。

款項目ともに繰越金、補正額1,187万3,000円。節区分も繰越金、補正額

1,187万3,000円。こちらは、令和4年度決算による繰越金の確定及び繰越金より基金繰入額の減額をお願いするものでございます。

続きまして、下段の表、歳出の内訳でございます。

款の諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目の償還金、補正額664万2,000円。節区分、償還金、利子及び割引料、補正額664万2,000円。こちらは、令和4年度保険給付費等の確定による県への普通交付金の返還金でございます。

続きまして、議第57号につきまして御説明いたします。

議案書35ページを御覧ください。

議第57号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)。

令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ482万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,382万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、37ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出でございます。

歳入歳出とも、合計で補正前 2 億1,900万円、補正額、増額の482万5,000 円、合計 2 億2,382万5,000円でございます。

1枚はねて、38ページをお願いいたします。

歳入歳出の内訳でございます。

歳入内訳、上段の表からお願いいたします。

款項目ともに繰越金、補正額が482万5,000円。節区分、繰越金482万5,000円は、令和4年度の決算による繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、歳出の内訳です。

まず、中段の表をお願いいたします。

款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額482万7,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金482万7,000円は、令和4年度決算の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

次に、下段の表でございます。

款項目ともに予備費、減額の2,000円は、今回の補正に伴う端数整理を行 うものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

議長質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第56号と議第57号は、会期内の民生文 教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ござい ませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第56号と議第57号は会期内の民生文 教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第10、議第58号 財産の取得についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 議第58号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年安八町条例第2号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

記としまして、1. 財産の種類、土地でございます。所在につきましては、 森部河原東2839番4外15筆、面積5,106平米でございます。以降につきましては、 所在が明細にございます。 2としまして、取得の目的、長良川河川敷ゴルフ場の円滑な事業運営のためでございます。

- 3. 取得の方法につきましては、土地売買契約に基づくものでございます。
- 4. 取得の価格、800万円。
- 5. 取得の相手方、前事業者でございます。正村公一氏でございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 本件について質疑を行います。

[「質疑なし」の声あり]

議 長 質疑を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は原案のとおり可決しました。 ここで、時間もたちましたので、暫時休憩といたしたいと思います。

暫時休憩は、この時計で11時10分から再開したいと思いますので、10分までにはこの議場へお集まりいただきますよう、よろしくお願いをいたします。 それでは、暫時休憩。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時09分 再開)

議長全員お集まりになりましたので、議事を始めたいと思います。

\_\_\_\_\_\_

## 議 長 それでは、お諮りをいたします。

日程第11、認定第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第2号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第3号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第4号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第5号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第16、認定第6号令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第6号令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第11、認定第1号から日程第16、 認定第6号までを一括議題とすることに決定をいたしました。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより順次説明を求めます。

会計管理者 吉村等君。

会計管理者 議案の41ページをお願いいたします。

ただいま上程されました6つの認定議案につきまして御説明申し上げます。 認定第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定につい て。

令和4年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、43ページをお願いいたします。

認定第2号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

45ページをお願いいたします。

認定第3号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について。

令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のと おり認定に付するものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

47ページをお願いいたします。

認定第4号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出 決算の認定について。

令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のと おり認定に付するものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

49ページをお願いいたします。

認定第5号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

令和4年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

51ページをお願いいたします。

認定第6号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のと おり認定に付するものとする。

令和5年9月5日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の黄色い表紙の令和4年度決算附属書類の御用 意をお願いいたします。黄色い表紙の決算附属書類で決算の報告をさせてい ただきますので、よろしくお願いいたします。

表紙を2枚はねていただきまして、2ページをお願いします。

令和4年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計、歳入総額74億1,518万2,967円、歳出総額69億308万5,216円、差引額5億1,209万7,751円でございます。差引額のうち、繰越明許費として7,682万6,000円。地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億6,000万円でございます。

国民健康保険特別会計、歳入総額14億8,020万4,571円、歳出総額14億4,733万594円、差引額3,287万3,977円。また、法第233条の2の規定による基金繰入額は2,000万円でございます。

後期高齢者医療特別会計、歳入総額 2 億494万5, 682円、歳出総額 2 億11万 8, 982円、差引額482万6, 700円です。

児童発達支援事業特別会計、歳入総額1,993万829円、歳出総額1,979万 8,697円、差引額13万2,132円です。 水道事業会計、歳入総額2億402万7,481円、歳出総額、減価償却費を含みまして、3億5,810万7,771円、差引額はマイナスの1億5,408万290円です。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額9億3,722万7,089円、歳出総額9億3,463万7,734円、差引額258万9,355円でございます。

1枚はねていただき、4ページをお願いいたします。

令和4年度における主要な施策の成果に関する総括でございます。

はねていただきまして、6ページには各施策の一覧表が掲載してございます。この主要な施策の効果に関する説明につきましては、決算内容に関連が ございますので、各委員会にて御説明を申し上げます。

右側の7ページの最下段ですが、新型コロナウイルス感染症関連事業を記載しております。こちらについて御説明申し上げますので、ページが飛びますが、62ページのほうをお願いいたします。

62ページは、新型コロナウイルス感染症の関連事業で、事業名としまして、 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、国からの交付金を 受けて、各種の支援策を行ったものでございまして、主なものとしまして、 コンビニ交付実施事業、4つほど飛びまして、コロナ禍における原油価格・ 物価高騰対策クーポン事業、マイナポイント発行事業、少し飛びまして、デ ジタル田園都市国家構想推進交付金事業など、コロナウイルス感染症の蔓延 予防策や疲弊した地域経済、住民生活への支援事業などを行いました。

事業経費としましては、全体で2億6,947万4,000円、財源内訳としては、 そのうち2億5,723万8,000円が国庫支出金でございます。

右の63ページでございますが、子育て世帯や非課税世帯に対する臨時特別 給付金事業で、前年からの継続事業を含め、4つの給付金事業を実施いたし ました。

非課税世帯に対する給付、子育て世帯に対する給付で、事業総額で8,188 万円、財源は全額、国・県から非課税世帯、子育て世帯等への給付金事業費 補助金でございます。

1ページはねていただきまして、64ページをお願いいたします。 財産に関する調書でございます。

1の公有財産の土地及び建物でございますが、区分として、庁舎から普通財産まで、土地では決算年度中の増減として、中央こども園周辺整備による

土地購入などで685平米の増となり、決算年度末の土地の合計の現在高としましては、24万4,851平米でございます。

右の建物でございますが、木造においては年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末の現在高は4,339平米でございます。

非木造につきましては、年度中に旧森部こども園の一部取壊しや登龍公園トイレなどの取壊しによりまして、マイナス437平米となりまして、非木造の決算年度末現在高は5万3,750平米となりました。

左側の下の表でございます。

有価証券でございますが、こちらにつきましては決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高の合計としましては870万円でございます。

右側の3の物権でございます。

地上権としまして、こちらにつきましては決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高は4万8,965平米でございます。

その下、4の出資による権利でございますが、こちらにつきましても決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高は合計としまして969万6,000円でございます。

1枚はねていただきまして、66ページをお願いいたします。

物品でございます。

区分の軽貨物自動車から、下の消火・通報訓練指導車まで、決算年度中の 増減としましては、軽貨物自動車とじんかい車を各1台廃車にしました。決 算年度末現在高としましては、車両で合計32台の保有でございます。

中段の表の未収金の関係ですが、区分のゴルフ場賃貸料及び利息につきましては、決算年度末現在高は5,271万8,260円でございます。

右側、67ページは基金でございます。

増減のありました基金のみを御説明させていただきます。なお、出納整理 期間中の令和5年4月、5月に積立て、また取崩しをしたものにつきまして は令和5年度の決算の増減となりますので、それぞれ欄外に注記をしてござ います。

区分の財政調整基金ですが、決算年度中増減高としましては6,441万2,000 円の減。 減債基金につきましては3,497円の増。

地域福祉基金につきましては1,237円の増。

ふるさと基金につきましては5,981万2,478円の増。

森林環境譲与税基金につきましては231万3,089円の増。

公共下水道事業整備基金につきましては1,800万円の減。

国民健康保険基金につきましては3,111万6,138円の減。

教育振興基金につきましては5万円の減。

合計といたしまして、決算年度中の増減としまして5,144万7,837円の減でございます。決算年度末現在高は11億5,373万9,975円でございます。

68ページをお願いいたします。

こちらは、令和3年度・4年度の款別の決算額比較表で、歳入の関係でございます。款の上段が3年度、下段が4年度でございます。

款の町税から、1枚はねていただきまして、70ページの町債まで、70ページの最下段の合計でございますが、歳入合計としまして、収入済額が4年度74億1,518万2,967円。こちらは、前年より1,697万5,020円の増でございます。不納欠損額が923万5,605円、未収入額が7,173万554円でございます。

1枚はねていただきまして、72ページをお願いします。

歳出の3年度と4年度の比較表でございます。

こちらも、最下段の歳出合計としまして、支出済額が69億308万5,216円、 前年より6,560万4,968円の増でございます。

はねていただきまして、74ページをお願いいたします。

町税の決算額の推移の関係でございます。

区分の最上段、款の町税でございます。町税全体で、4年度の前年比増減額としましては6,381万7,097円の増で、前年比増減割合が103%でございます。

右側、75ページは社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございます。

こちらは、平成26年度に消費税が5%から8%に引き上げられた際に、引上げ分のうち地方消費税の収入につきましては、地方保障経費4経費として、年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその他社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策の経費に充てるものとされ

ております。

表の右から2列目の、ちょっと文字が小さいですが、一般財源のうち、引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)の列でございますが、この列がその関係を示している項目でございます。

左側の事業名の下のほうでございますが、保健衛生に係る福祉医療事業から成人保健事業に消費税の引上げ分に係る社会保障財源交付金を全額充てていることを示した表でございます。

1枚はねていただきまして、76ページをお願いします。

令和4年度一般会計歳入歳出決算説明書(概要)でございます。

まず、歳入の概要関係でございます。

特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会にて御説明させていただきますので、一般財源の主なものを説明させていただきます。

款の町税、項の町民税からたばこ税までの収入済額は21億7,127万2,521円でございます。このうち不納欠損額としましては、個人町民税が142万7,000円、法人町民税が2万1,000円、固定資産税が762万円、軽自動車税が16万8,000円をそれぞれ不納欠損処分いたしました。

続きまして、款の地方譲与税でございます。

節の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、合わせまして収入済額が8,625万6,000円。

右側の77ページでございます。

款節ともに利子割交付金、収入済額が72万6,000円。

以下、配当割交付金が1,074万6,000円。

株式等譲渡所得割交付金が797万3,000円。

法人事業税交付金が2,516万4,000円。

地方消費税交付金は3億4,368万円。内訳としましては、地方消費税交付金が1億4,374万2,000円、先ほど社会保障4経費で御説明した社会保障財源交付金が1億9,993万8,000円でございます。

環境性能割交付金が977万3,000円。

地方特例交付金が1,554万8,000円。内訳として、個人住民税減収補てん特例交付金が1,533万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は21万2,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

中小事業者に対する固定資産税の軽減による減収分について交付されたものでございます。

最下段の地方交付税は16億827万4,000円。内訳としまして、普通交付税が15億1,693万4,000円、特別交付税が9,134万円でございます。

はねていただきまして、78ページをお願いいたします。

最上段ですが、款節とも交通安全対策特別交付金、収入済額は141万5,000 円。

以下の款の分担金及び負担金から84ページの県支出金までは特定財源となりますので、各委員会にて御説明をさせていただきます。

84ページの中段をお願いいたします。

款の財産収入、節の利子及び配当金20万1,591円は、財政調整基金の預金 利息、東海旅客鉄道ほか配当金等でございます。

節の土地貸付収入、収入済額631万9,212円は、ゴルフ場を含む土地の賃貸料でございます。

節の土地売払収入、収入済額523万4,010円は、法人1社、個人1者への売 払いでございます。

節の物品売払収入100万810円は、じんかい車を売却した代金でございます。 款の寄附金、節の一般寄附金、収入済額51万4,000円は、法人4社、個人 4人からの寄附金でございます。

85ページの5行目をお願いいたします。

款の繰入金、節の財政調整基金繰入金、収入済額は4億341万4,000円でご ざいます。

款節ともに繰越金、収入済額1億7,530万9,699円は、令和3年度からの繰越金でございます。

節の繰越明許繰越金、収入済額は1億341万8,000円でございます。

款の諸収入、節の延滞金、収入済額232万3,279円は、町税に対する延滞金 でございます。

1枚はねて、86ページをお願いいたします。

節の雑入、収入済額1億53万2,463円、このうち一般財源の金額の大きなものとしましては、最上段にございます総務課分になります。職員駐車場協力金332万2,000円でございます。

右側の87ページの款の町債、節の臨時財政対策債、収入済額8,680万円で、財務省から借り入れたものでございます。

次の88ページから113ページまでは歳出の概要でございますが、こちらに つきましても各委員会等で御説明させていただきますので、ページを飛んで いただきまして、114ページをお願いします。

114ページは、一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。単位は1,000円でございます。

下から4段目の合計が4年度の合計でございまして、その下の前年度合計と比較いたしまして、大きく増減があった項目を説明させていただきます。

4つ目の扶助費でございます。前年比2億7,995万円の減でございます。 こちらは、児童1人当たり10万円を給付しました子育て世帯への臨時特別給 付金事業を3年度に実施したためでございます。大きく減になっております。

右のほうの補助費等につきましては、前年比で1億9,265万5,000円の増で ございますが、こちらはあいあいクーポン事業や自治体マイナポイント事業 等の実施により増額したものでございます。

はねていただきまして、116ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。こちらの単位も1,000円でございます。

区分の一般公共事業債から9の財源対策債まで、それぞれの目的に合わせて借入れを行っているものでございますが、最下段の合計です。決算年度中の発行高の合計としまして4億3,740万円でございます。決算年度中の元利償還高は、元金の償還高で、合計としまして6億4,734万5,000円、利息の償還額は合計で1,640万4,000円となりました。

一番右の決算年度末現在高で、合計で58億9,559万4,000円でございます。 以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の御説明をさせていただきます。

2枚はねていただきまして、黄色のページの120ページをお願いします。 特別会計につきましては、金額の大きなもののみ、この場で御説明させて いただきます。

令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書(概要)でございます。 120ページは歳入でございます。

保険料としまして、現年度分で2億8,853万9,000円、滞納繰越分として

764万8,000円。

県支出金は10億1,947万4,000円。

繰入金は、一般会計と国保基金から1億4,902万7,000円で、歳入合計としまして14億8,020万4,000円でございます。

続きまして、右側のページでございますが、歳出でございます。

保険給付費、療養諸費で8億5,330万1,000円、高額療養費として1億2,394万9,000円。国民健康保険事業費納付金の医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせまして4億894万3,000円。

歳出合計としまして14億4,733万円でございます。

欄外の歳入歳出差引額として3,287万4,000円。2,000万円を国保基金に繰り入れております。差引き、1,287万4,000円が5年度への繰越金でございます。

はねていただきまして、122ページでございますが、こちらのほうは国保の係数でございまして、二重丸の3つ目、保険料の状況でございますが、一般被保険者の4年度の収入済額2億8,853万9,748円で、収納率としましては、一番右でございますが、93.8%でございました。

下段の滞納繰越分では、4年度収入済額760万6,262円、収納率は22.1%でございました。また、一般被保険者分につきましては518万2,101円を不納欠損処分しております。

右の123ページの退職被保険者の保険料の状況でございますが、現年度分の収入はございません。

滞納繰越分では、収入済額4万1,555円、収納率は12.4%でございました。 以上が国民健康保険の関係でございます。

2枚はねていただきまして、紫色の126ページをお願いします。

こちらは、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書(概要)でございます。

表の上段が歳入でございます。

保険料は、現年度分の1億4,119万円、滞納繰越分で29万3,000円。また、 繰入金4,875万9,000円は、事務費、保険基盤安定、保健事業等の繰入金の繰 入れを一般会計から行っております。

歳入合計としましては2億494万6,000円でございます。

下段の表は歳出でございます。

2つ目の後期高齢者医療広域連合納付金1億8,627万8,000円。また、保健 事業費等と合わせまして、歳出合計は2億11万9,000円で、欄外の歳入歳出 差引額482万7,000円が令和5年度への繰越金でございます。

右側の127ページは諸係数でございますが、二重丸の3つ目、保険料の状況でございます。

現年度分の4年度の収入済額が1億4,118万9,500円、収納率は98.6%。

滞納繰越分では、4年度の収入済額29万3,400円、収納率23.2%でございます。また、不納欠損として40万1,200円を処理しております。

以上が後期高齢者医療特別会計の関係でございます。

また2枚はねていただきまして、130ページをお願いいたします。オレン ジ色のページでございます。

令和4年度児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算説明書(概要)でございます。

上段の歳入でございますが、障害児給付費1,647万1,000円。こちらは、児 童発達支援費として国からの補助金を国保連合会を通じて受け入れておりま す。

繰入金は、一般会計が340万円、歳入合計としましては1,993万1,000円。

下段の歳出でございますが、総務費では1,868万2,000円、事業費と合わせて、歳出合計として1,979万9,000円。

欄外の歳入歳出差引額13万2,000円が令和5年度への繰越金となります。 右側の131ページでございます。

事業所であります。あすなろの園の状況でございます。

一番下の利用状況でございますが、4年度末現在におきましては、30人の 方が登録、利用されておりまして、1日の平均の利用者数は6.3人となって おります。

以上が児童発達支援事業特別会計の歳入歳出でございます。

2枚はねていただきまして、134ページ、水色のページをお願いいたしま す。

令和4年度水道事業会計決算説明書(概要)でございます。

表のほうは、左から収益、費用、残高に分類されています。単位は1,000

円でございます。

左の収益(未収金を含む)欄でございますが、水道事業収益は、営業収益の給水収益1億8,130万660円から営業外収益の長期前受金戻入1,366万5,279円までの合計としまして2億402万7,481円。

中央の費用でございますが、水道事業費用の営業費用の原水及び浄水費 2,802万6,727円から営業外費用の消費税671万8,281円、合計いたしまして1 億9,021万5,344円、収支として残高は1,381万2,137円となりました。

表の下半分は、資本の関係でございます。

左の資本的収入でございますが、今年度収入はございませんでした。

表の中央の資本的支出でございますが、建設改良費、企業債償還金の合計としまして1億6,789万2,427円であります。

事業収支と資本的収支を合わせますと、合計として1億5,408万290円の損失となるものでございます。

下段の表は、企業債の状況でございます。こちらも単位は1,000円でございます。

決算年度中の債券の発行はございませんでした。

償還高といたしまして、元金1億449万9,000円、決算年度末の現在高は18億7,017万9,000円でございました。

以上が水道会計でございます。

はねていただきまして、136ページをお願いいたします。

令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書(概要)でございます。

歳入の分担金及び負担金、受益者負担金で669万2,000円。

使用料及び手数料の使用料として2億5,809万7,000円、また不納欠損額として104万4,000円を処分しております。

国庫支出金は750万円、繰入金は一般会計と下水道の基金から繰り入れて おります。

歳入合計としましては9億3,722万7,000円でございます。

右側のページは歳出でございます。

公共下水道建設費として1億1,612万3,000円。

浄化センター管理費として1億4,944万3,000円。

公債費として、元金、利子合わせて6億6,907万2,000円。

歳出合計は9億3,463万8,000円でございました。

差引額の258万9,000円が5年度への繰越金となります。

下段の表は、地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高は1億7,350万円でございました。決算年度中の元金の償還額は5億9,213万5,000円で、決算年度末の地方債現在高としましては45億5,252万7,000円となります。

以上、簡単でございますが、4年度決算の説明とさせていただきます。御 審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長ここで監査報告を求めます。

監查委員 山中美惠子君。

9 番 それでは、監査報告を行います。

令和4年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、令和4年度安八郡安八町 国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度安八郡安八町水道事業会計決算、令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月25日と28日の両日にわたりまして、鈴木監査委員と私で監査を行いました。その結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました令和4年度一般会 計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、3つ の観点から監査を行いました。

1つ目といたしまして、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、適正・効率的に執行されているか。2つ目といたしまして、決算の計数は正確であるか。3つ目といたしまして、財産の取得管理及び処分は適正に行われているのかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施いたしました出納検査の結果を踏まえ、慎重に審査を行いました。

審査の結果、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては、 第五次総合計画及びその実施計画に基づき、適切かつ効率的に実施されてい ることを確認いたしました。なお、財産についても適正に管理されておりま した。 現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6の規定のとおり、確実かつ 適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取扱いにおいても、町の 条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

本審査を終えまして、以下のことを要望いたしました。

1つ目は、職員一人一人が公務員は全体の奉仕者であり、公平性が貫かれていることが重要であり、町民の皆様の血税を預かっていることを深く認識し、大切かつ有効に活用するよう不断の努力をお願いいたします。

2つ目は、第五次総合計画では、「明日を担うひとを育むまちづくり」 「明日を開く自立したまちづくり」など、将来への投資を積極的に行ってきました。次期、第六次総合計画においても、念願である安八スマートインターチェンジ周辺の開発を早期に実現させることが一番の課題であると思います。

安八町の将来のため、公務員の本質を忘れず、一丸となって事業を推進す るようお願いしたいと思います。

また、令和4年度財政健全化判断比率を含め財政関係指標につきましても 審査を行いました。

いずれも現状では健全な範囲内でありますが、弾力性ある財政とは言い難いものであります。引き続き、財政規律の向上に努めていただきたいと思っております。健全化に向けて、より一層の改善を進めていただくことを要望いたしまして、私の監査報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ただいまより質疑を行います。

[3番議員挙手]

- 議長傍嶋君。
- 3 番 将来負担比率と実質公債費比率、経常収支比率のほうなんですが、こちらがもし今出ているのであれば教えていただきたいのと、まだ今すぐお答えできないのであれば、委員会のときでも急ぎではないので結構なんですが、教えていただけると。
- 議長岡田副町長。

- 副町長 財政健全化判断比率につきましては、全協の席で御報告をさせていただく ことになっております。経常収支比率につきましても、その席で併せて御報 告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 議長その他、ございましたら。

[「ありません」の声あり]

議 長 ないようでございますので、質疑を打ち切り、以上で質疑なしと認めます。 ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは、会期 内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ご ざいませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までは、会 期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

各常任委員会での審査のため、9月6日から9月14日までの9日間を休会 としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、9月6日から9月14日までの9日間を休会 することに決定をいたしました。

以上で本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

(散会時間 午前11時54分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここ に署名する。

令和5年9月5日

議 長 渡邊明博

議員 傍嶋邦博

議 員 坂 悟

令和5年9月15日(第2日)

## 議 事 日 程 (令和5年9月15日第2日)

日程第1 会議録署名者決定

日程第2 一般質問

日程第3 特別委員会報告

日程第4 常任委員会報告

日程第5 議第52号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 議第53号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

日程第7 議第54号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第8 議第55号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)

日程第9 議第56号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

日程第10 議 第 57号 令和 5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)

日程第11 認定第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について

日程第13 認定第3号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について

日程第14 認定第4号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

日程第15 認定第5号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について

日程第16 認定第6号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一 2番 渡 邊 裕 光 3番 傍 嶋 邦 博 4番 坂 悟 5番 大 平 文 雄 6番 西 松 巖 7番 碓 井 昭 夫 8番 岩 田 讓 治 9番 山 中 美惠子 10番 渡 邊 明 博

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 出 田 <u>\f</u> 副 町 長 岡田武史 教 育 長 青 Щ 桂 子 調 整 監 水 谷 秀 平 会計管理者 吉 村 等 総務課長 Щ 田 靖 企画調整課長兼 産業振興課長 大 平 共 福祉課長 坂 美 和 由 学校教育課長兼 生涯学習課長 建設課長 河 合 小 林 洋 臣 康信 住民環境課長 明広 税務課長 堀 梅 村

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる 書 記 梶 井 公 歴 (開議時間 午前10時00分)

議長皆さん、おはようございます。

今、世界情勢は、地球温暖化で、世界とも地震、台風、また温暖化の関係で非常に暑い夏が続いておりましたが、ここへ来で少し過ごしやすくなったかなあというふうに思います。日本列島の中では温暖化による台風が幾つも発生し、迷走台風というようなことで、ずうっと台風のニュースやなんかで心配をしておりましたが、この安八町、この岐阜県におきましては、線状降水帯というような心配もなく、台風の被害もなく、また水とかなんかで日本全国的には大きな被害が出ておるわけでございますが、被害もなく、無事過ごせてよかったなあという気持ちでおります。

今日の議会は決算議会ということで、1年間の決算を審査するような場所でもありますし、また今日は、今、庁舎のほうが大規模改修をしておりまして、その中で議場をこういう中央公民館の2階というようなことで変則的に行っておりますが、今日の傍聴者は今までの、今年一年の中で一番多かったかなあというふうに感じております。

そんな中、ただいまより9月の定例議会を始めさせていただきます。

それでは、ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の配付のとおりです。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 大平文雄君、6番 西松巖君を指名いたします。

議 長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許しますので、よろしくお願いをいたします。

質問の発言をされる方にお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、8番 岩田譲治君。

8 番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、国際交流の再開は

いつからと題しまして、教育長に質問をいたします。

当時の安八町の国際交流事業は、時代の求めた施策として注目を集めました。カナダのクローズネストパス町とは平成8年から、中国の豊城市とは平成10年から子供たちの交流が始まりました。しかし、カナダのクローズネストパス町とは途中で交流が途絶え、オーストラリアのパラマタ市の訪問に変わりました。そして、今回のコロナで中断ということでございます。

今や国際交流は特別なものではなく、身近なものになっております。当町は、子は宝という基本的な考え方の下、いろいろな子供の政策を実施しております。世界に通用するグローバルな人間の育成は、今の世界情勢を考えたとき、必要不可欠な事業と考えます。

子供たちの交流は、絵手紙の交換、歌・踊りの文化的なものの発表、人との触れ合いのホームステイなど純粋な交流でございます。子供のときに異文化に触れ、その国の人々、空気、景色、そして言葉などに、肌で感じることは、交流した子供の人生にとってとても大きな影響として心に残ります。将来の世界平和の礎となる草の根交流だと考えます。

令和4年3月、民生文教の委員会で、当時の教育長は、コロナが終われば 交流は続けるべきだと発言をしておられます。現在、コロナは5類になり、 外国との往来もほぼ制限がなくなりました。小学校の中国豊城市との交流、 中学生のオーストラリアパラマタ市訪問の再開を教育長はどのようにお考え でしょうか。以上です。

## 議 長 教育長 青山桂子君。

教育長 岩田讓治議員の国際交流の再開はいつからについてお答えします。

安八町の国際交流事業は、議員御指摘のように、平成8年度から始まり、 そのときの世界情勢等も勘案しながら実施してきております。

小学校の中国交流については、安八町から中国豊城市への訪問は継続していましたが、中国からの来日は鳥インフルエンザ等の関係で一時中断し、平成29年に5年ぶりに中国からの訪問がありました。しかし、コロナ禍の影響もあり、現在は年賀状を通じての交流のみ実施しています。

また、中学生の交流は、カナダと交流していた平成21年まではカナダから の訪問もありましたが、訪問先がオーストラリアに変わってからは、安八町 から訪問することはあっても、外国からの訪問受入れをしていません。現在 は、派遣交流というよりは、訪問研修を通して様々に豊かな体験をしているのが実情です。

海外への直接派遣研修は、コロナ禍等の影響もあり、令和元年度を最後に、ここ4年間は小・中学生の海外訪問を中止しております。しかし、コロナも5類に移行し、日本と外国との往来の制限はなくなってきております。そこで、安八町としましては、令和6年度から海外への訪問を再開できるように、予算を含め前向きに検討しているところです。しかし、現在、中国との国際状況は懸念すべき状況にあり、今後の情勢を見守りつつ、直接の訪問については慎重に判断すべきであると考えています。そのため、小学生の訪問先につきましては、豊かな異文化体験ができるという観点を重視して、国内を含めて検討してまいります。

中学生の海外訪問研修につきましては、異文化に直接触れ、現地の方と交流することにより、豊かな国際感覚を養うことができますし、今後ますますグローバルに広がる社会を生き抜いていくためには、海外訪問研修は重要な機会であると捉えています。訪問先としましては、英語圏を中心として、ホームステイができ、安全であり、豊かな体験ができるという観点から検討を重ねて決めていきたいと考えております。

また、国際交流事業につきましては、安八町の全ての子供たちが海外訪問を体験できるわけではありません。そこで、各校に配置している英語学習補助のALTによる海外紹介により、文化の違いを理解したり、オンラインを活用して海外の小・中学生と交流したりするなど、様々な国際交流の方法も検討して、安八町の子供たちが豊かな国際感覚を身につけられるように教育事業を工夫していきたいと考えております。

以上、岩田議員への回答とさせていただきます。

[8番議員举手]

## 議長岩田讓治君。

8 番 どうもありがとうございました。

ちょうど今、予算の要求の時期でございます。今、予算を要求されるというような話もございました。もう時間がないものですから、早急にその決定が望まれるという時期でもございます。今後先、その方向でずうっとこの国際交流が続けていくということになる、その原点が今だというふうに思いま

す。よって、慎重かつ皆さんに理解されるという方向性をぜひ見つけていただきまして、そして決定をし、実施をしていただきたい。そんなふうに思うものでございます。

それと、もう一つは、これはあまり参考にはならんかもしれませんが、東京都のある区が中学生をシンガポールへ修学旅行に連れていくと、来年度らしいんですけれども、そういう予算を5億円組んだというようなことを新聞で読みました。5億円というお金を使って子供の将来を考えるという、とても安八では考えられるものではございませんが、そういうところもあるという、そのくらい子供を大事にしていく、そういうことを大事にしているんだというあかしかなというふうに思います。これを安八町にどうこうというつもりはありませんけれども、一つの話の種として御理解いただければありがたいかなと思って取り上げさせていただきました。

私からは質問はございません。お願いばかりでございます。どうぞよろしくお願いをいたしまして終わります。

## 議 長 続きまして、4番 坂悟議員。

4 番 議長からお許しが出ましたので、私からは、安八温泉クラウドファンディングをやりませんかということで一般質問させていただきます。

安八温泉が再びにぎやかな憩いの場に戻ればと常日頃から思っています。 しかし、新しい設備のゲストハウスかサウナを備えた温浴施設に造り替える には、多くの資金が必要になります。

今、全国的に盛んになっている自治体クラウドファンディングのメリット は、次のようなものがあります。

1. 財源確保の多様化。従来の財源確保方法に頼らず、クラウドファンディングを活用することで、自治体は新たな財源を確保することができます。これにより、予算不足の問題を解消することができる可能性があります。

2番目、町民参加の促進。クラウドファンディングは、一般町民に対して、町民が資金を提供することで町民参加の促進がされ、プロジェクトに対する 共感や関心を高めることができます。

3番目、透明性と信頼性の向上。クラウドファンディングでは、資金の使途や進捗状況をオンラインで公開することが一般的です。これにより、自治体の透明性が高まり、町民から信頼を得ることができます。

自治体型クラウドファンディングの成功例ですが、北海道の中札内村の中 札内村の温泉・サウナ施設建設のためのクラウドファンディングでは、目標 を1億円としてPRして、集まったお金は1億523万円集まりました。

安八町も、自治体のPRを兼ねて安八温泉リニューアルのクラウドファンディングにチャレンジされるお考えはありませんか。安八温泉の今年の計画と将来の展望を含めてお答えください。以上です。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 坂悟議員の御質問、安八温泉クラウドファンディングをやりませんかに ついてお答えさせていただきます。

クラウドファンディングとは、インターネットなどのSNSで不特定多数 の方から資金を調達し、プロジェクトを実施する方法のことでございます。 そのクラウドファンディングには、議員が言われたとおり、メリットに加え、 デメリットのほうもございます。

メリットとしては、従来の手段では財源確保が難しかったものが可能となること、また借入れとは違い、資金を返済する必要がないこと、さらにSNSのサイトで呼びかけることで新たなファンの獲得につながることなどがございます。一方、デメリットといたしましては、目標金額に達成せずに資金が調達できない可能性があること、また資金調達や入金までに数か月という期間がかかること、さらにプロジェクトが無事に実行できない場合は支援者に返金する場合もあることなどが挙げられます。このように、クラウドファンディングを実施するには難しい面もあることから、その実施については慎重に考えていかなければなりません。

次に、今年の温泉の計画と将来の展望についてでございますが、次のよう に考えております。

現在、当町におきましても人口減少が進行しており、行政のスリム化も課題の一つでございます。安八温泉は、福祉施設でありながら観光資源として位置づけてもおります。町営であるがゆえ、これまで多額の町費を投入して運営をしてまいりました。また、職員においては、専門性に乏しいことも課題としてあるところでございます。今年については現状のまま運営してまいりますが、現在、町では今後の運営方針について検討を進めているところでございます。今の現有機能に新たな付加価値機能を加えて利用促進を図り、

安八町の魅力的な施設の一つにしたいとも考えております。しかしながら、施設、機器類とも経年劣化により老朽化が激しいところもあり、改修ともなりますと多額の費用を要することになります。その財源を確保するためには、議員が提案されるクラウドファンディングも有効な手法であると思います。これは温泉に限らず、施設の運営方針や財源の確保なども含め、直営、町費での対応という観念ではなく、広く民間のノウハウや財源を活用する方法を検討してまいりたいと考えております。

なお、町としては、将来、温泉が民間による運営となっても、住民の福祉 向上を図るという観点から、タクシー助成事業のように温泉利用料金の一部 を補助するような制度を同時に検討してまいりたいと思います。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

[4番議員挙手]

### 議長坂議員。

4 番 福祉課、坂和由課長、答弁ありがとうございました。

安八温泉に対する私の一般質問は、前回は令和3年12月でした。それ以降、 雨漏り等の修繕、ヒノキ風呂の更新がされ、そういう意味では非常にありが とうございます。また、安八温泉は福祉避難所として指定されており、避難 施設としてその機能を継続し満たしているとも思われます。

今年の6月より料金改定もされ、安八温泉にとって新たなステージが始まっていると私は思います。今回の私の提案は一案として、顧客ニーズに合わせたプランの見直しを怠ることなく、安八温泉がにぎやかで憩いの場であり続けるようにお願いして、私の一般質問は終わります。これに対して答弁は特に要りません。以上です。

## 議 長 続きまして、2番 渡邊裕光議員。

2 番 ただいま議長のほうから質問の許可をいただきましたので、私からは公園の整備・管理についてというのをやらせていただきます。

町内には大小幾つかの公園があります。その中でも最も大きいのがアンヒルパークです。

令和2年9月議会にも質問した公園の整備、ローラースライダーの修繕を お願いし、行っていただきました。それから3年がたち、不具合が多々見ら れます。また、ほかの遊具の使用禁止やカラーコーンで危険、通行注意など があり、公園として機能していない気がいたします。

そこで、私からの質問です。

遊具の点検はどんな頻度で行ってみえるのでしょうか。また、ローラース ライダーは再度修繕する予定はございますでしょうか。

2点目、今年の4月に議会報告会で、こども園の保護者を対象にして行われました。そのときに子供の遊び場をつくってほしいという要望がございました。今のアンヒルパークの斜面を活用して、アスレチック遊具、ネット登りやロープ渡り、丸太つり橋等、また総合遊具、これはプラスチックでできたような、ジャングルジムとか滑り台を合体したような遊具でございますが、そんなようなものを用いられてたくさんの人が来てくれるような公園にしてはどうでしょうか。

以上、この2点を御回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。 議 長 学校教育課長兼生涯学習課長 小林洋臣君。

学校教育課長兼生涯学習課長 渡邊裕光議員の公園の整備・管理の質問についてお 答えをいたします。

アンヒルパークは、平成7年に、キャッスルパークと同時期に子供の遊び場として整備されました。その後、現在に至るまで30年余りが経過し、当時設置した遊具も全体的に劣化が進んでおります。

また、現在の利用状況は、猛暑日が続く影響もあり、利用する子供たちの 数も減ってきている状況にあります。

遊具の点検は、業者委託し、安全検査を年1回、保守点検を年5回実施し、 子供たちの安全・安心の確保に努めております。

次に、議員御指摘のローラースライダーについては、全部で1,232本のローラーがついており、平成26年から3年置きに取替えを行っております。2年前の令和3年度には168本のローラーについて取替えを行いました。修繕費としては230万円を要しております。現在もローラーの複数に回転不良のものがあり、前回同様の修繕が見込まれております。

また、公園の整備については、草刈り等の手入れをしておりますが、斜面 には短期間で草木が生い茂り、対応に苦慮しているのが実情です。

子供たちの安全を確保しつつ、管理者も手入れがしやすい公園を目指していくには、一部遊具の補修で対応するのではなく、他の公園も含め、全体的

な公園の見直しを実施し、子供たちにとって真に魅力ある公園について、中 長期的視点で検討していかなければならないと考えております。利用者には 当面の間御不便をおかけしますが、現在使用可能な遊具の安全を確保しつつ、 今後の公園の在り方を十分に検討させていただきたいと思います。

以上、渡邊裕光議員の質問に対する回答とさせていただきます。

[2番議員挙手]

### 議長渡邊議員。

2 番 課長、答弁ありがとうございました。大変分かりやすい答弁でありがとう ございました。

これは私のほうからちょっとお願いでございます。先ほど課長のほうもありました何本も傷んでおるよということは、私も見てきまして、200本ほどまた動かないようなやつがあるというふうに思っております。まずこれをちょっと修繕していただいて、やっていただきたいというのと、また隣町に大垣の西公園、立派な公園がございます。またそれを参考にしていただいて、もしくは遊具を増やしていただけるということがあったりとか、そういうことも踏まえてやっていただきたいのと、アンヒルパークは多分避難所にもなっておると思います。今はやりといったらあれなんですが、防災ファニチャー、ベンチがボックス状になっておりまして、その中に防災グッズが入っておるというのがございます。また、ベンチでかまどというふうで、御飯も炊けるというような、そういうべンチもございます。またこれから公園の整備をされる場合には、こういうのも取り入れられてやっていただくとありがたいなというふうに思っておりますので、これは要望でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

# 議 長 続きまして、1番 石原英一議員。

1 番 議長からお許しをいただきましたので、僕からは今後の安八町のPRに対 する考え方はで質問させていただきます。

町のPR活動は、SNSや4年ほど前に制作した動画、あとふるさと寄附 金返礼品に添えるリーフレットなど、役場の担当課だけで奮闘されています。 ただ、やっぱりマンパワーに限界があるように感じていて、あまりやりたい ことが思うようにできていないというのを時々感じることがあります。 昨年の某建設会社のアンケート調査の岐阜県版で、安八町は、御存じのように住み続けたいまち1位、東海4県版でも4位になった今だからこそPRが生きるタイミングではないのか、ここが重要だと思っております。

そこで、協働の視点で、民間の力を使いながらPR活動の場を、輪を広げていってはいかがでしょうか。町民との協働、時には費用対効果を考えながら予算をつけて、民間企業も利用してPRする選択肢も必要だと思います。例えばふるさと寄附金は、民間企業の力を利用したことで、年間400万から1億円を超える売上げまで達成し、経費はもちろん、他市町へのふるさと寄附金による税金流出を差し引いても黒字になり、地域サービスに還元している実績もあります。これは金額的なことだけではなくて、民間の力を活用したことで担当課の職員が町の企業や町民とのコミュニケーションの時間が増えて、それが商品開発にもつながり、何より町全体で一緒に盛り上げていく機運が高まりました。これは未来につながるプライスレスな効果ではないでしょうか。

積極的なPRの目的として、町内への移住促進はもちろんですが、現在の日本全体の人口減少の現実を見据えた上で、関係人口、交流人口、協働人口を増やし、持続可能なまちづくりの可能性を広げておく大きな戦略の一つだと思います。今後の安八町のPRに対する町長の見解を伺います。お願いします。

#### 議長町長岡田立君。

町 長 それでは、石原英一議員の質問、今後の安八町のPRに対する考え方はに ついてお答えをさせていただきます。

現在、当町のPR活動としては、議員お気づきのとおり、SNSや動画配信、ホームページ、そして観光パンフやリーフレット、そして毎月発行している広報「あんぱち」が主なものでございます。

私が今の立場になる前、町民の皆様からは、安八町をもっとPRしないといけないよというお声をたくさんいただいたこともありまして、魅力発信ということを私の重点施策の一つとして掲げさせていただきました。町長に就任し、町のPR状況を改めて検証をさせていただきましたが、もう少し工夫と拡充が必要だと強く感じているところでございます。

そんな折、来年、岐阜県では、全国レベルのイベント、国民文化祭が開催

されます。その中の企画の一つとして、各市町に「地域の一推し」というものをモニュメントにして展示をするという企画がございます。町をPRするよい機会と捉え、一推しを模索するために、安八町を盛り上げていきたいといった熱い思いを持った町民の方々にお声をかけさせていただき、皆さんに集まってもらい、お話を聞く機会をいただきました。その方々は、町内の写真風景や動画を積極的に配信してみえる方や手工芸品などを作り情報発信してみえる方、さらには町内の食堂や穴場スポットなど、安八町の別の魅力を掲載するパンフレットを作りたいというふうに考えている方や空き家を活用して移住・定住につなげていきたいというふうに考えている方も見えました。町の活性化、情報発信をどんどんしていきたいという思いの方々でございました。安八町には、まだまだ多くの人的資源が眠っているなあというふうに確信したところでございます。こういった方々の輪をどんどん広げてつなげていき、PR事業を住民協働プロジェクトと位置づけて、今後の展開をしていきたいと考えております。

昨年には、官民協働の拠点施設むすぶテラスのオープンやラッピングトラックの活用など、新しい事業に取り組んでまいりました。現在は、全国で芸能活動を展開しているグループから宣伝観光大使のお話もいただいており、情報発信のピースはだんだんそろいつつあるなというふうにも感じております。

議員御質問のとおり、町のPR、情報発信は、すなわち移住・定住につながり、私の考える笑顔と活力が循環し光り輝くまちづくりに至る重要な要素であります。今後の対応といたしましては、東京や大阪にあります岐阜のアンテナショップへの出品や大都市圏で開催される移住・定住に関するイベントなどに積極的に参加し、まずは安八町を全国の皆様に知っていただく活動を推進するとともに、地元企業とコラボをした商品開発、さらなる紙媒体・SNSの活用、観光大使の委嘱、大学との連携などなど、行政の輪を協働の輪に広げ、官民が一体となって、わくわくドキドキする安八町の新たな魅力の発掘、発信する取組を進めてまいる考えでございます。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長石原議員。

1 番 答弁ありがとうございました。希望がある答弁でありがとうございます。

今さっき答弁の中でパンフレットの話がちょこっと出ましたけれども、これを今参考で一応、参考でちょっと今、話というのをさせていただくと、例えば今って結構メディアを使うのが結構安くできるようになってきています。例えば全国紙の旅行雑誌、10万部程度の雑誌だったりすると、そこで4ページぐらいの例えば安八町の特集を組んでもらいますということをできます。特集の4ページ組んでもらったものを、そのままを、今度は抜き刷りといって、そのままパンフにすることができます。そうすることで製作費をかなりカットすることができるというような使い方があります、今は。だから、例えば10万部の雑誌だと10万部で、例えば、返本率が4割だったら6万部には届いて、6万部の中で安八町をまずPRする。そしてその後で、その後はパンフレットにして、こちらのほうでまた活用させていただくというようなやり方もあります。そういった形で、最小限の費用で最大の効果を出すということを、こういった小さい安八町だからこそできることがあると思いますので、またさらに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。答弁は要りません。石原英一の一般質問を終わります。ありがとうございました。

# 議 長 3番 傍嶋邦博議員。

3 番 議長のお許しをいただきましたので、私からは顧問弁護士について質問を させていただきます。

近年、安八町は、ほかの自治体に比べ、大変多くの訴訟や調停を行ってきました。町長をはじめ、担当職員はもちろんのこと、顧問弁護士の方にもその対応をしていただいたものと理解しております。

自治体の顧問弁護士の役割としては、調停・訴訟の代理人、住民とのトラブルの相談、債権管理や回収の相談、契約関係のリーガルチェックの相談など、様々な事柄について法的見解から相談に乗っていただくものであると考えております。

顧問弁護士の委託料については、参考資料がありますので、そちらを御覧ください。

平成28年度から令和4年度の7年間で顧問弁護士に支払われた合計金額は1,576万5,200円。内訳としましては、年間委託料の合計が763万円で、事件に係る委託料の合計が813万5,200円となっております。

近年行われてきた訴訟について振り返ってみますと、町が原告のゴルフ場事件については勝訴、幾つか行われた住民訴訟については、原告、相手方の申立ての棄却という形で終わりました。勝訴に棄却、どちらも裁判においては勝ちで聞こえはよいのですが、内容についてはいかがでしょう。実際に起きた事案を例に挙げてみます。

事案1としまして、記憶にも新しいゴルフ場事件におきましては勝訴しましたが、内容としては、町が地権者に支払った4年分の未払い賃料5,272万円は相手方から回収できず、さらに裁判終了後、相手側から5,790万円という多額の有益費を請求され、挙げ句に元事業者の土地を800万円で購入しなければならない事態になりました。この裁判は非常に難しいものであったと理解していますが、法の素人の私から見ると、さきに記述の債権回収や契約関係のリーガルチェックがしっかりできていれば、このようなトラブルを多く残した結末にはならなかったのではないかと考えてしまいます。現に全員協議会等の場において、株式会社が倒産する際、社長個人の財産には影響が及ばない件や地権者との契約において未払い賃料が増えていく問題、また社長が個人名で多くの土地を所有しているため、次期事業者が困るよという問題について、私やほかの議員から幾度となく執行部や顧問弁護士に言及させていただいたにもかかわらず、素人の目から見ても当然として問題となると予測がついたことが多く残ってしまった結果になったことが大変残念でなりません。

続きまして、住民訴訟については、まず流れから説明させていただきます。 住民訴訟は、住民が自ら居住する地方公共団体の監査委員に住民監査請求 を行った結果、その監査の結果に不服、または監査の結果、不正・違法な行 為があったにもかかわらず必要な措置を講じなかった場合などに裁判所に提 訴を起こすことができるというものです。当然ながら、あまりに安易な考え のものや単なるいちゃもん的なものは裁判所が受け付けず、提訴することさ えできません。

当町が訴えられた住民訴訟の事案を2つ挙げます。

事案2といたしまして、ある住民の方2名からいただいた寄附金をその 方々の同意も得ず勝手に通帳に返金し、以降の寄附金は一切受け付けないと 通知した寄附金返還事件につきましては、住民監査請求を行った後、平成30 年3月に私が住民訴訟を起こしましたが、令和元年8月の判決で、住民に返還した寄附金と同額の金額及び利息を前町長が安八町に支払ったことにより、原告の主張する事案は消滅したとし、棄却となりました。簡単に説明しますと、町の財布から勝手に住民に返したせいで、その分減ったのは問題でしょうと言ったら、1年半もの長い期間裁判を続け、判決が出そうになったときに、はい、返したからいいでしょうとなった事件です。

続きまして、事案3、前町長がA会社の幹部と会合の折に使用したタクシー代が必要かつ最小限度を超えているとして、ある住民の方が住民監査請求後、平成30年6月に提訴したタクシー代事件については、前町長が平成30年10月30日にタクシー代とそれまでの利息を安八町に支払ったことにより、原告の主張する事案は消滅したとして、平成31年1月に棄却の判決が下りました。これも簡単に説明しますと、タクシー代の使い方がおかしいですよと指摘され、7か月裁判を続け、タクシー代を町に返したからいいでしょうとなった事件です。

もちろんこの2つの裁判もただではありません。幾つかある住民訴訟も全てこれと似た結果で棄却されています。そのうち2件だけ例に挙げましたが、この2件の住民訴訟においても、法の素人の私としては、どちらも訴訟前の住民監査請求の時点で支払っていれば、ここまで世間を騒がせることもなく、平成30年度と令和元年度の事件に係る委託料の381万円のうち、一部は支払うこともなかったのかと思います。また、長い月日の職員の労力についても、無駄な時間を費やす必要がなかったのではないかと考えてしまいます。

当事者にも話を聞きましたが、担当職員がかなりの勢いで争う方向性を示していたので、クライアント、町側の意向がどのようなものであったのかは分かりませんが、法的見解で返金しなければならないのであれば、訴訟になる前に助言し返金させ、住民と争う前に収めるのも顧問弁護士の仕事ではないでしょうか。顧問弁護士の訴訟の進め方に疑念を抱きますとおっしゃってみえました。それには私も同感です。

もともと一個人より絶対強いはずの行政が勝てば官軍負ければ賊軍の考え 方では、争いが鎮まるはずがありません。町の顧問弁護士は、裁判で勝つよ りも、町民、住民の両方のことを考え、双方が納得いく答えを法的見解で導 き出し、争いを最小限に抑え、町と住民に信頼と安心を与えるものであるべ きだと私は考えております。

約3年もの長い期間、顧問弁護士を通して調停を行ってきた情報公開請求の損害賠償請求事件と消防団の費用弁償請求事件の裁判については、今回の補正予算に上程されていますが、この2つだけで182万円となっております。この2つの事件につきましては、岡田町長が就任後すぐに顧問弁護士を交えることなく行った、たった1回の話合いできれいに解決されました。これはとてもすばらしいことだと私は思います。この2つの事件についても今までの事案についても、法のプロである顧問弁護士がなぜ岡田町長のように解決できなかったのか大変不思議でなりません。また、裁判や調停の詳細を知る住民の数名の方からは、顧問弁護士への疑念の声を最近よく耳にします。

そこで、2点お聞きいたします。

1点目は、町の問題解決に対するスタンスと町が顧問弁護士に求める方向性について教えてください。

2点目といたしまして、一度顧問弁護士を替えてみてはいかがでしょうか。 もし変更が難しいのであれば、考え方を変えていただくように御指導いただ けないでしょうか、見解を求めます。

議長副町長岡田武史君。

副町長 傍嶋邦博議員の御質問、顧問弁護士の関係についての御質問にお答えをい たします。

1点目の町の問題解決に対するスタンスと町が顧問弁護士に求める方向性についてでございます。

行政を運営していく上で、様々な課題、案件に直面いたします。町では話合いによる解決を基本スタンスとしておりますが、しかしながら、話合いでは解決できず、図らずも司法の判断を仰ぐことになる場合もございます。案件によっては解決に時間を要する場合もございますが、できる限り最短、また最小の費用で、かつ双方が納得できる形で解決できればと思っておるところでございます。

町が顧問弁護士に求める方向性についてでございますが、私ども職員は法令に基づく事務を執る立場でありながら、詳細なところやレアなケースに対応し得る十分な法務的知識を習得しているとは言えないところもございます。 常日頃から法務的知識の習得には努めておりますが、法律の専門家である顧 問弁護士にアドバイスを求めることがございます。顧問弁護士に対しましては、町の諸状況を十分に踏まえていただき、後々に事が大きくならないように、見落としているリスクや問題点を指摘してもらうことや、万一、事が大きくなった場合でも早期に解決できるような対応を求めておるところでございます。また、これまでどおり、職員に対し法務的な知識を醸成していただくことや、顧問の立場から、町が求めるときに迅速、臨機に相談に乗っていただける状況にありますことを望んでおるところでございます。

2点目の一度顧問弁護士を替えてみてはいかがでしょうか。もし変更が難 しいものであれば、考え方を変えていただくように指導いただけないでしょ うかとの御意見に対してでございます。

町では、ただいま2名の弁護士に顧問を委託いたしております。現在も顧問弁護士として関わっていただいている案件もございます。このような状況でもございますので、現時点での変更は難しいかと思っております。議員からの御提言につきましては、現時点では御意見としてお聞かせをいただくということにとどめさせていただきたいと思っております。どうか御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

考え方を考えていただきますように御指導をと、こちらの御意見でございますが、指導というよりは、町職員も法務に関する知識を深めることに努力することはもちろんですが、方向性の共有の下、これまで以上に町職員、顧問弁護士とが連携を図りながら問題が解決できるような方向にしていきたいと考えておるところでございます。どうか御理解いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上、傍嶋議員の質問に対する回答とさせていただきます。

[3番議員挙手]

### 議長傍嶋議員。

3 番 御答弁ありがとうございました。

参考資料でお示しさせていただいたとおり、顧問弁護士の年間委託料にしても、事件に係る委託料にしても、決して安いものではありません。費用対効果ではないんですが、実際、顧問弁護士というのは、問題に直面したときに、その問題解決、どのように収めていただくかというところの内容が全てだと思われるんですが、ちょっと視点を変えて質問させていただきます。

ここ数年で行われた裁判とか住民訴訟をちょっと思い出していただきたいというか、内容を考えていただきたいです。思い出せないのであれば今出させてもらった3つの事案を基に考えていただいても結構なんですけど、1点目は、訴訟の前、訴訟中の顧問弁護士、また執行部としての進め方において、何の問題もなかったでしょうか。

2点目は、今後、ゴルフ場問題以上の大変難しい問題に直面した際、今の 顧問弁護士を信頼して、安心して任せることができるでしょうか。この2点 についてどうお考えか、町の意見をお聞かせください。お願いします。

## 議長岡田武史君。

副町長 これまでの訴訟などにおいても、顧問弁護士、町の行いがどうであったか という、1点目は御質問であったかと思います。

訴訟の関係、また調停の関係、既に完結といいましょうか、終わっている ところもございます。遡りましての言及につきましては、控えさせていただ きたいと思います。

2点目の今後のゴルフ場などに対応するため、現在の顧問弁護士で任せる ことができるかという御質問であったかと思います。

先ほどの答弁でも触れさせていただいたところでございます。顧問弁護士を変更するのは、ちょっと今では難しい状況かと思います。その分、町のほうとしても、町のほう、また弁護士のほうとも方向性、それらを本当に共有しながら、町職員、顧問弁護士一体となって問題解決に取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

## 〔3番議員挙手〕

### 議長傍嶋議員。

3 番 御答弁ありがとうございました。

実際、顧問弁護士というのは、問題解決において最終のとりでになっていただくものだといっても過言ではありません。町と議員は、町民を守っていくことをしっかりと考えて、なれ合いではなく、一番よい決断をしていかなければいけないと考えております。実際、今後、そういった大きい問題に遭ったときに、本当に信頼と安心ができるような、町と住民の双方に信頼と安心を与えることのできるような弁護士に安八町を守っていただけることをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。答弁は要

りません。以上です。

議 長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10分間の休憩、11時5分より再開をしますので……。

[「11時10分」の声あり]

議 長 11時10分より再開をいたしますので、議場にお集まりください。暫時休憩 といたします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議 長 再開いたします。

\_\_\_\_\_\_

議 長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 坂悟君。

4 番 それでは、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

令和5年9月14日、安八町議会議長 渡邊明博様。

議会改革特別委員会委員長 坂悟。

本委員会における事件は、次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

1. 日時、令和5年9月5日火曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果、議会の動画配信について協議を行い、配信する内容は、定例会の一般質問で、年4回の配信とし、その撮影並びに配信方法を業者委託も視野に入れ、引き続き検討することに決定しました。

少数意見の留保、ありません。

その他、なし。以上です。

議長以上で特別委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第52号から日程第16、認定第6号までは、各常任委員会に付

託し、それぞれ審査をされましたので、両委員長より報告を求めます。 民生文教常任委員長 坂悟君。

4 番 これより、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

令和5年9月14日、安八町議会議長 渡邊明博様。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規 則第77条の規定により報告します。

日時、令和5年9月7日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第52号 安八町印鑑条例の一部を改正する条 例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第55号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)は、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第56号 令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第57号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

認定第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

認定第2号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見の留保、なし。

その他、委員会現地視察は、中央公民館講堂の修繕箇所、工事が終了した 学校給食センターの保管庫を視察し、担当者から説明を受けました。以上で す。

- 議長総務産建常任委員長西松巖君。
- 6 番 委員会報告をいたします。

安八町議会議長 渡邊明博様。

総務産建常任委員会委員長 西松巖。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規 則第77条の規定により報告します。

- 1. 日時、令和5年9月8日、午前10時から。
- 2. 出席者、委員全員、関係執行部、吉川総務課長補佐が欠席のほかは全員出席。
- 3. 付託事件及び審査の結果、議第53号 安八町企業立地促進条例の一部 を改正する条例制定についてと議第54号 和解及び損害賠償の額を定めるこ とについては、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

議第55号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)は、当委員会に関係する分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

認定第1号は、令和4年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

認定第5号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてと 認第6号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

- 4. 少数意見の留保はありません。
- 5. その他として、委員会現地視察は、大垣江南線長良川新橋の橋桁を視察し、県の担当者より詳しく説明を受けました。

以上、委員会の報告といたします。

議 長 以上で委員会報告を終わります。

議長 続きまして、日程第5、議第52号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例 制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第53号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定 についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第54号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

といたします。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第55号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は原案どおり可決しました。

議長日程第9、議第56号令和5年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正

本件について討論を行います。

予算(第1号)を議題といたします。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第57号 令和5年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)を議題といたします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、認定第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の 認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議長討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定すること に決定いたしました。

議 長 日程第12、認定第2号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳 入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定すること に決定いたしました。

\_\_\_\_\_

議 長 日程第13、認定第3号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定すること に決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

議 長 日程第14、認定第4号 令和4年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会 計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定すること に決定いたしました。

\_\_\_\_\_

議 長 日程第15、認定第5号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定 についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定すること

\_\_\_\_\_

議 長 日程第16、認定第6号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

[「討論なし」の声あり]

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案どおり認定すること に決定しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第3回安八町議会定例会を閉会といたします。大 変御苦労さまでございました。

(閉会時間 午前11時28分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここ に署名する。

令和5年9月15日

議 長 渡邊明博

議 員 大平文雄

議員 西松 巖